	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 ()書きは令和元年 度所管局	
領域V	7 男女平等参画を阻	害する様々な暴力への対策			
1 性	生暴力被害者に対する	支援			
		①被害者等への支援	24時間365日、性犯罪・性暴力被害に遭われた方からの	○24時間365日相談受付(電話相談、面接相談)○相談内容に応じて、医療機関や警察などに付添○医療費、法律相談費用等の助成制度	総務局
		○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。 (再場)	○東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局	
			領域IV 基本目標 2 (1) の① 参照	福祉保健局	
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。 (再掲)	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局	
		○区市町村の相談員等に向けた研修に、性暴力に関する相談を受けるに当たっての留意点等を加え、被害者支援の一層の充実を図ります。	○性暴力被害者支援のための研修を実施	生活文化局	
		察隊分駐所等に「女性の安全相談所」を開設し、女性	事業廃止 (女性警察官の交番配置等により、女性からの相談受理体制が確立されたことから、令和元年12月13日付けで、女性の安全相談所の開設は、事業廃止となった。)	警視庁 地域部	
		○「犯罪被害者ホットライン」や「ハートさん〜#8 103」等の電話相談窓口により、被害者からの相談 に応じるほか、各警察署における被害者相談受理体制 の整備、充実を図ります。	○通常業務を通じて実施	警視庁 被害者支援室	
		○「被害者の手引」の交付により、各種情報提供を行います。	○「被害者の手引」6,700部(身体犯用)○英語版「被害者の手引」2,000部(身体犯用)○韓国語版「被害者の手引」1,450部(身体犯用)○中国語版「被害者の手引」1,450部(身体犯用)	警視庁 被害者支援室	

事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 ()書きは令和元年 度所管局
	○要請に応じて「被害者カウンセラー」を派遣し、被害者のカウンセリングや捜査員に対する助言等を行います。	○通常業務を通じて実施	警視庁 被害者支援室
	○性犯罪被害者の診察等に係る経済的負担の軽減を図るため、緊急避妊薬、性感染症検査及び人工妊娠中絶に係る費用の一部を公費により支出します。	○通常業務を通じて実施	警視庁 被害者支援室
	○被害を受けて自宅に居住することが困難となった被害者等に対し、一時的に利用する宿泊施設を公費負担により提供します。	○通常業務を通じて実施	警視庁 被害者支援室
	○被害者の自宅が被害現場となった場合において、清掃業者によるハウスクリーニングに要する費用を公費で支出します。	○通常業務を通じて実施	警視庁 被害者支援室
	○被害直後から弁護士に相談して適切な支援を受けられるよう弁護士会等と連携して支援を行います。	○通常業務を通じて実施	警視庁 被害者支援室
	○女性警察官のうち、適任者を「性犯罪捜査員」に指定し、事件の潜在化防止と被害者の精神的負担の軽減を図ります。		警視庁 刑事部
	○性犯罪捜査員に対し、性犯罪被害者からの事情聴取、供述調書の作成、その他専門的知識及び技能習得に重きを置いた訓練を推進し、捜査能力の向上に努めるとともに、組織的な体制強化をしていきます。	○性犯罪捜査員の育成と本部、警察署への配置の拡充○性犯罪捜査員以外の者に対する指導・教養の実施○捜査資器材の整備	警視庁 刑事部
	○捜査を迅速かつ的確に推進するため、主管課の専務 員が早期現場臨場するとともに、性犯罪捜査員の育成 増強を図ります。		警視庁 刑事部
		○性犯罪捜査員の積極的活用○性犯罪対策の効果的推進○少年相談専門職員による被害少年に対するカウンセリングの実施	警視庁멾安部
②都における普及・啓発	○都内各大学等の学生等を対象に性犯罪被害に関する知識や性犯罪被害者への適切な接し方を学ぶ、「性犯罪被害に関する研修」を開催し、性犯罪被害者に対する正しい理解の増進を図ります。	○学校等の要請に応じて研修を実施	警視庁 被害者支援室

	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 ()書きは令和元年 度所管局
		○一年を通して広報啓発活動を推進し、性犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で被害者を思いやり支える気運を醸成します。	○被害者の心情に配意した各種施策や広報啓発活動の積極的推進	警視庁 被害者支援室
		○スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等を防止するための啓発活動を推進します。	○性被害防止対策講習を含むファミリeルール講座の開催や児童ポルノ被害防止及びスマートフォン利用に関する啓発等のリーフレットを作成し、配布	都民安全推進本 部
		○スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害 等を防止するための啓発活動を推進します。	○子どもを守るネットルールTOKYOキャンペーンの開催 ○携帯電話販売事業者に対する要請の徹底 ○警視庁と東京都教育庁との連携	警視庁盘安部
		○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するなど、啓発活動を行います。 (再掲)	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう?」を 関係機関に配布	生活文化局
2 7	トーカー被害者に対す	- ⁻ る支援		
	①被害者等への支援	○ストーカー行為は、事態が急展開して重大な結果に 発展するおそれが高いなど、警察への早期の相談が重 要であることから、相談窓口を広く周知し、適切に対 応します。	○通常業務を通じて実施	警視庁盘安部
		○相談時に適切な対応ができるようにするため、各警察署員に対する研修の充実、強化を図ります。	○相談責任者実務研修、犯罪被害者支援専科等各種研修の実施○人身安全関連事案対策専科教養の実施○ストーカー対策実践塾の実施	警視庁盘安部
		○ストーカー事案については、認知の段階から生活安全部門、刑事部門等が一体となってその対処にあたるとともに、警視庁人身安全関連事案総合対策本部と連携した検挙活動、保護対策等を実施するなど、被害者等の安全確保のために最も効果的な対策を実施していきます。	○通常業務を通じて実施	警視庁駐安部
		○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じるほか、女性相談センターにおいて、一時保護等の相談に応じます。 (再場)	○東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
			領域IV 基本目標 2 (1) の① 参照	福祉保健局

	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 ()書きは令和元年 度所管局
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。 (再掲)	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局
	②都における普及・啓発	○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年 層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するな ど、啓発活動を行います。 (再掲)	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう?」を 関係機関に配布	生活文化局
		○ストーカーの被害者にならないための内容のほか、本人が気が付かないうちにストーカー行為をすることがないように、加害者にならないための内容を盛り込むなど、被害者・加害者の両側面からなるリーフレットを作成し、被害者・加害者を生まない社会の構築を目指します。	○女性の犯罪被害防止リーフレット 100,000部作成	都民安全推進本部
		○ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめ とした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止 するための具体的対処要領等について専門講師による 講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われや すい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指しま す。	○女性の犯罪被害防止講習会 20回	都民安全推進本 部
3 4	2クシュアル・ハラスメン			
	①相談・普及啓発	○労働者・使用者双方に対して、セクシュアル・ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談、あっせんを行います。	○労働相談などで対応	産業労働局
		○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、相談に応じます。(再掲)	○東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
			領域Ⅳ 基本目標 2 (1)の① 参照	福祉保健局
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。 (再掲)	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局

	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 ()書きは令和元年 度所管局
		○各任命権者の代表、関係局の代表及び関係者等から なる連絡会議を設置して、都におけるセクシュアル・ハ ラスメントの防止を図ります。	○会議の開催 年4回 ○セクシュアル・ハラスメント等対策について、各任命権者間の調整、意見交換等を行う。	総務局
		和問題をはじめ女性、子供などの様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めます。また、セクシュアル・ハラスメントに関する研修も行います。	○管理職及び管理職候補者を対象に年2回実施○受講予定者約130名	総務局
		○新任研修「新任研修(前期)」 「人権」の科目において、ハラスメントに関する講義の中で男女雇用機会均等法に触れながら、セクシュアル・ハラスメント等に関する研修を行います。	○新規採用職員を対象に年1回実施 ○受講予定者約1,200名	総務局
		○ハラスメント対策研修 ハラスメントの具体的事例を重点的に検討し、困難事 例への対処法を学ぶ研修を行います。	○部長級職員を対象に年1回実施	総務局
		○ダイバーシティ時代のハラスメント対策 すべての職員の働きやすさはもとより、多様性を認め 合うことも含めた、総合的なハラスメント防止対策を 行います。	・セクハラ、パワハラ、マタハラなどさまざまなハラスメントに関す る意識調査等(予定)	総務局
			○教育管理職候補者研修 639名 年1回開催 ○主任教諭任用前研修 1,913名 年1回開催 ○初任者等研修 586名 課題提出による代替実施 ○中堅教諭等資質向上研修 1,008名 課題提出による代替実施	教育庁
4	性・暴力表現への対応			
	①メディアへの対 応	○「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、著しく性的感情を刺激するなど、青少年の健全な育成を阻害する図書類の区分陳列を徹底します。	○東京都青少年健全育成審議会の開催(不健全図書類の諮問 年12回)○不健全図書類の販売状況に関する立入調査通年	都民安全推進本 部

	事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 ()書きは令和元年 度所管局
		○「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報を取り除くためのフィルタリングの普及を推進します。	○携帯電話端末等の利用による有害情報の閲覧防止措置について、青少年インターネット環境整備法の改正に伴い、東京都青少年健全育成条例を改正。フィルタリングサービスの更なる利用促進を図る。 (ファミリeルール講座(講演会、グループワーク等)の実施 通年)	都民安全推進本 部
		○インターネットやゲームをする上での、家庭内におけるルールづくりを支援することで、親子のコミュニケーションをより一層、緊密にすると同時に有害情報から子供を守ります。		都民安全推進本 部
		する責任や情報モラル、リテラシーに関する教育の充実を図ります。	1 親子情報スマホ教室の実施(予定:公立小学校100校)令和2年度より名称変更 2 情報教育研究校の指定(予定:小学校、中学校、高等学校、特別支援学校から計7校)「情報教育推進校」は令和元年度で終了。 3 情報教育担当指導主事連絡会の実施(年1回)「情報教育研修」は令和元年度で終了。令和2年度は指導主事対象に研修を実施4「SNS東京ルール」共同研究プロジェクトを通した補助教材「SNS東京ノート」の作成・配布(都内公立学校の全児童・生徒に配布) 5 専門性向上研修・情報 I ・ICT活用研修 年1回開催	教育庁
	②被害者への支援 等	○東京ウィメンズプラザや女性相談センターにおいて、電話や面接によって相談に応じます。(再掲)	○東京ウィメンズプラザの運営	生活文化局
			領域IV 基本目標 2 (1) の① 参照	福祉保健局
		○区市町村等の相談窓口の職員が適切に対応できるよう、相談員向け研修の中で情報提供を行うとともに、相談内容に応じて適切な窓口につなぐことができるよう相談対応能力の強化を図ります。 (再掲)	○相談員向け研修において、相談対応に関する講義を実施して情報共有を図る○区市町村相談員スーパーバイズ 毎月1回	生活文化局
		○サイバーパトロールのほか、各種相談事案を通じて 違法情報を収集し、対策と取締りを推進します。	○通常業務を通じて実施	警視庁阻安部

事業名	事業概要	令和2年度事業規模	所管局 ()書きは令和元年 度所管局
③普及・啓発	○児童・生徒や保護者、その地域の有志等を対象に、 児童ポルノの概要や児童ポルノ被害事案、被害に遭わ ないための防犯対策に関する啓発講演会等を実施しま す。	○児童・生徒や保護者、その地域の有志等を対象に、「自画撮り被害」やJKビジネスによる被害など性被害の実態やその危険性を理解するための講習会等を実施(ファミリeルール講座(講演会、グループワーク等)の実施 通年)○性被害防止対策等リーフレットを都内新小学5年生、新中学1年生及び保護者に配布	都民安全推進本 部
	○ストーカー、リベンジポルノ、痴漢・盗撮をはじめ とした性犯罪など、主に女性を狙った犯罪被害を防止 するための具体的対処要領等について専門講師による 講習会を実施し、大学生、専門学校生などの狙われや すい年齢層を中心に被害防止能力の向上を目指しま す。(再掲)	領域V 2の② 参照	都民安全推進本 部
	○スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪等を 防止するための啓発活動を推進します。 (再掲)	領域V 1の② 参照	都民安全推進本 部
		領域V 1の② 参照	警視庁阻安部
	○若年層に向けて、交際相手からの暴力に加え、若年 層が遭いやすい被害についての相談機関を周知するな ど、啓発活動を行います。 (再掲)	○若年層向け相談先周知カード「デートDVって、なんだろう?」を 関係機関に配布	生活文化局